

駐日英国大使館、大阪総領事館印刷業務枠組み契約

添付 1 – 見積もり依頼および手順説明

1. 駐日英国大使館に代表される英国外務省のために、駐日英国大使館、および大阪総領事館に対して印刷業務をご提供いただける会社を探しております。業務内容の詳細は添付の質問表に記載されていますので、そちらに沿った形でお見積りを提出いただけますようお願いいたします。
2. お見積りの中にご担当者の氏名、電話番号、メールアドレスも含めてください。
3. 契約期間は 2018 年 10 月 1 日より 2021 年 9 月 30 日を予定しており、12 か月間の延長の可能性を持っています。
4. 英ポンド 1,500 以下の支払いはクレジットカードで行い、それを超えるものに関しては請求書払いとなります。
5. お見積りは日本円、税抜き額でご提示ください。税以外のその他の費用はすべてお見積りに含めてください。なお、駐日英国大使館はサービスへの免税措置は受けられませんので、実際の支払いにはその時点での消費税を加算していただくこととなりますが、契約期間内の消費税額の変更の可能性を否定できないため、繰り返しとなりますがお見積りは税抜き額でお願いいたします。
6. お見積りは **2018 年 9 月 20 日必着**で、印刷見本とともに、千代田区一番町一番、駐日英国大使館、管理部、阿久津宛にご郵送、もしくは駐日英国大使館正面玄関守衛所までお届けください。期限過ぎにご提出いただいたお見積りは検討対象外となりますのでご了承下さい。
7. 当方で頂いたお見積りを見本印刷の品質、価格、およびその他ご提示頂いたサービス内容をもとに検討させていただき、枠組み契約を結ぶこととなった場合には、いただいたお見積りと、以下添付 2 に示した当方の契約条件をもとに契約書を取り交わし、駐日英国大使館、大阪総領事館からの印刷業務発注を優先的にご受けいただくこととなります。
8. お見積りを出していただくこと自体が英国外務省に対し何らかの責任、義務を生じさせるものではないことをご理解ください。

索引

| | | | |
|----|-----------------|----|----------|
| 1 | 解釈 | 12 | 情報公開 |
| 2 | 合意条件 | 13 | データ保護 |
| 3 | サービスの供給 | 14 | 賠償責任 |
| 4 | 期限 | 15 | 不可抗力 |
| 5 | 料金、支払い、満期決済額の回収 | 16 | 解約 |
| 6 | 施設と器具 | 17 | 順守 |
| 7 | 職員と主な担当者 | 18 | 不正と汚職の防止 |
| 8 | 譲渡と下請 | 19 | 紛争解決 |
| 9 | 知的財産権 | 20 | 一般 |
| 10 | 統治と記録 | 21 | 通知 |
| 11 | 機密保持、透明性、公表 | 22 | 準拠法と管轄 |

1 解釈

1.1 諸条件において

- 「合意書」 (i) 英国国家の一部として業務を行う顧客、と (ii) 供給業者、との間で落札決定書への供給業者の副署により締結された契約を意味し、落札決定書と付録を含む。
- 「外務省」 外務・英連邦省 (FCO) を意味し、「外務省」の「代表者」をも含む。本契約において、「外務省」は英国国家の一部として業務を行う。
- 「外務省の代表者」 本契約の目的において外務省を代表して行動することを許可された人物を意味する。
- 「落札決定書」 顧客から供給業者への書簡であり、上記の諸条件を記載している。
- 「中央政府機関」 Public Sector Classification Guide の中央政府分類の下記のサブカテゴリの一つに掲載されている機関を意味する。Public Sector Classification Guide は、国家統計局が刊行し、随時改訂している。
- (a) 政府省庁
- (b) 非政府部門公的機関、または議会支援の公的機関 (諮問、執行、審判所)
- (c) 非大臣省
- (d) エグゼクティブ・エージェンシー
- 「料金」 落札決定書で指定されたサービスに対する料金を意味する。
- 「機密情報」 書面、口頭かにかかわらず (どのように記録されているかにかかわらず)、開示する当事者が受け取る当事者に提供した、(i) 受け取る側が機密であることを知っている、または (ii) 機密の印が付いている、または機密と指定されている、または (iii) 受け取る側が合理的に機密とみなして当然である、すべての情報を意味する。
- 「銀行口座振替」 外務省がその銀行、または決済サービスプロバイダーに一定金額を別の口座に振り込むよう指示する支払いである。
- 「顧客」 落札決定書で顧客と指定された人物であり、「外務省の代表者」である。
- 「DPA」 Data Protection Act 1998 (1998年データ保護法) を意味する。
- 「失効日」 落札決定書に定められた合意の失効日を意味する。
- 「FOIA」 Freedom of Information Act 2000 (2000年情報公開法) を意味する。
- 「GPC」 購買、支払いに使用される Government Procurement Card (政府調達カード) を意味する。
- 「情報」 情報公開法 84 節に定義された意味を持つ。
- 「主な担当者」 落札決定書でそのように指定された人物、または顧客が書面で供給業者にそのように通知した人物
- 「当事者」 (文脈に応じ) 供給業者または顧客、両者を意味する。
- 「個人情報」 (DPA で定義された) 個人情報を意味し、本合意に準じ、または関連し供給業者または顧客を代表した職員が処理する。
- 「注文書番号」 サービスの供給に関連した顧客の一意の番号を意味する。
- 「情報提供依頼書」 FOIA または Environmental Information Regulations 2004 (2004年環境情報規則) で定められた意味がある (用語「依頼 (要請)」に関して定められた意味が適用される)。
- 「サービス」 本契約の下で供給業者が顧客に供給するサービスを意味する。
- 「仕様」 落札決定書に明記されたサービスの仕様 (数量、説明、品質を含む) を意味する。
- 「職員」 本合意の下での供給業者の義務の遂行に関与する供給業者、供給業者の下請人のすべての取締役、役員、従業員、代理人、コンサルタント、請負人を意味する。
- 「職員検査手続き」 良き商慣行に従って遂行される身元調査手続き、または顧客が要請した場合、随時供給業者に提供される職員の審査における顧客の手続きを意味する。
- 「供給業者」 落札決定書で供給業者に指定された人物を意味する。
- 「期限」 落札決定書に定められた合意書の開始日から失効日までの期間を意味し、この期間は第 4.2 項に従い延長したり、合意書の諸条件に従い解約することができる。
- 「VAT」 Value Added Tax Act 1994(1994年付加価値税法) の条項に従った付加価値税を意味する。
- 「営業日」 ロンドンにおいて、銀行が営業している日 (土曜日、日曜日以外の日) を意味する。
- 1.2 文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本諸条件においては下記のとおりである。
- 1.2.1 言及された番号が付いた項は、諸条件のかかる項を指している。
- 1.2.2 何かをすべきである、または何かをすべきでないといった当事者に対する義務は、そのようなことが行われる、または行われなかったことを許可してはならない義務を含む。
- 1.2.3 本書条件の項の見出しは参考のためだけのものであり、本合意の解釈に影響しない。
- 1.2.4 法律の参照は、随時修正または置き換えられるその法律、下位の法令、その法律の下で制定された条例の参照を含むものとする。
- 1.2.5 「含む」という単語は、「含むがこれに限定されるものではない」という意味に解釈されるものとする。

2 合意条件

- 2.1 落札決定書は、本合意の諸条件に従い、顧客がサービスを購入する正式オファーである。
- 2.2 落札決定書における正式オファーは、落札決定書の日付から 7 日以内に供給業者が副署した落札決定書のコピーを顧客が受け取った時点で供給業者に承諾されたものとみなされる。

3 サービスの供給

- 3.1 料金を支払うことへの顧客の同意を対価とし、供給業者は本合意の諸条件に従い、期限内顧客にサービスを供給する。
- 3.2 サービスの供給において、供給者は下記を行うものとする。
 - 3.2.1 サービスに関連するすべての事項で顧客と協力し、顧客の指示すべてに順守する。
 - 3.2.2 すべての正当な配慮、技能、および精励をもって、供給業者の業界、職業、業種の良き商慣行に従い、サービスを実施するものとする。
 - 3.2.3 任務を行うために適切な技能と経験を持った職員を十分な人数使用し、本合意に従い供給業者の義務を遂行する。
 - 3.2.4 サービスが、仕様に定められたすべての説明と仕様に必ず一致するようにする。
 - 3.2.5 すべての適用法を順守する。
 - 3.2.6 サービスの提供に必要なすべての器具、工具、車両、その他の項目を提供する。
- 3.3 顧客は、供給業者に随時サービスの適用範囲の変更を書面で依頼することができる。供給業者がサービスの適用範囲の変更に同意する場合は、顧客と供給業者との間で書面で料金に公正かつ妥当な調整を行い同意するものとする。

4 期限

- 4.1 第 4.2 項に従い延長したり、本合意の諸条件に従い解約する場合を除き、本合意は、落札決定書に定められた日に発効し、失効日に失効する。
- 4.2 顧客は、失効日前に書面で供給業者に 10 営業日以上前に通知を行った場合は、最長 6 か月本合意の期間を延長することができる。本合意の諸条件は、延長された期間中適用されるものとする。

5 料金、支払い、満期決済額の回収

- 5.1 サービスの料金は、落札決定書に明記され、サービスの供給に関し、供給業者への完全かつ排他的報酬である。顧客による書面での別段の同意がない限り、料金には、サービスの遂行に関連して直接または間接的に発生した供給業者の原価および費用すべてが含まれている。
- 5.2 請負人は、必要に応じて合意料金に現行レートで VAT を追加する。
- 5.3 外務省は、サービスに対する請求料金の支払いを銀行口座振替または政府調達カード (Government Procurement Card)、当事者が合意するその他の方法で支払うことができる。顧客が料金の正確性を検証できるように、供給業者は、供給したサービスの明細を含め、顧客が要請する裏付け情報を提供する。
外務省がインボイスに対し支払いを行うと決めた場合は、外務省は請負人に異議のないインボイスの領収から 30 日以内に、銀行口座振替にて請負人の銀行口座に支払いを振り込む。
- 5.4 供給業者によるサービスの供給への対価として、その料金が有効であり、異議がないことを確認してから 30 日以内に顧客は供給業者に料金を支払う。インボイスの支払いには、有効な注文書番号が必要である。
- 5.5 顧客が、適時的に料金を検討し、検証しなかった場合は、適当な期間が経過後、第 5.4 項の目的においてその料金は有効で異議がないとみなされる。
- 5.6 出来に不満足の場合は、顧客は本合意の下でのその他の権利と救済を損なうことなく、支払いを差し引くまたは削減することができる。
- 5.7 請求料金に関し当事者間で紛争がある場合は、顧客は異議のない金額を支払う。供給業者は、第 16.4 項に従い異議のない金額への支払いを受けなかったために本合意を解約する権利がある場合を除き、サービスの供給を停止することはできない。第 19 項に詳述された紛争解決手続きを通し、あらゆる異議のある額を解消しなければならない。
- 5.8 顧客が、異議のない金額の支払いを期限までに行わなかった場合は、顧客は供給業者に Late Payment of Commercial Debts (Interest) Act 1998 (1998 年支払遅延 (利息) 法) で指定された利率で利息を支払うものとする。
- 5.9 供給業者が下請契約を締結する場合は、供給業者は下請契約に下記を含むものとする。
 - 5.9.1 本合意書の第 5.3 項から 5.7 項までと同じ効力を持つ条項。
 - 5.9.2 その下請契約の相手方当事者に本合意書の第 5.3 項から 5.7 項までと同じ効力を持つ条項をいかなる下請契約にも含めるよう義務付けた条項。
 - 5.9.3 この第 5.8 項の「下請契約」は、本合意の全部または一部の遂行 (または遂行への貢献) の目的において、下請契約チェーンで外務省から離れた段階で全面的または実質上複数の供給業者間で交わされた契約を意味する。
- 5.10 本合意 (供給業者が本合意の違反に関連し顧客に支払う責任のある金額を含む) の下で、供給業者が支払うべき金額がある場合は、顧客はその金額を本合意、もしくはその他のいかなる合意または契約の下で、供給業者に対して支払われるべき、またはその後支払われるべきとなる額から一方的に差し引くことができる。供給業者は、そのような金額の全部または一部の支払いを差し控えることを正当化するために、顧客に対し貸勘定、相殺請求、反対要求を主張する権利はない。

6 施設と器具

- 6.1 必要な場合は、顧客は供給業者にサービスの供給を目的として妥当な時間に施設に入出できるようにする。供給業者またはその職員が、顧客の施設に持ち込んだすべての器具、工具、車両は、供給業者がリスクを負うものとする。
- 6.2 供給業者が顧客の施設で、または顧客の施設からサービスの全部または一部を供給する場合は、サービスが完了した時点または本合意の解約または失効した時点 (いずれか早い時点) で、供給業者は顧客の施設を退去し、供給業者の設備、器具、未使用の原料、サービスの提供で生じたすべてのゴミを排除し、顧客の施設を清潔で安全、整理整頓された状態にする。正常損耗を除き、供給業者または職員により顧客の施設または顧客の施設にあるいかなる物品に対する損傷を良好な状態にするのは、もっぱら供給業者の責任である。
- 6.3 供給業者が供給業者または第三者の施設にて、または供給業者または第三者からサービスの全部または一部を供給する場合は、顧客は

妥当な通知を行い、通常の営業時間中にかかるサービスが当該施設にて、またはそこから供給されている方法を点検、検査することができる。

- 6.4 顧客は、顧客の施設のセキュリティを、その標準的なセキュリティ要件に従って維持する責任を負う。顧客の施設にいる間、供給業者は顧客のセキュリティ要件に順守し、すべての職員にも順守させなければならない。
- 6.5 サービスの全部または一部が供給業者の施設から供給される場合は、供給業者は自己負担で、顧客が書面で指定したセキュリティ要件すべてに順守する。
- 6.6 第 3.2.6 項に影響を与えることなく、本合意の目的で顧客が提供した器具はすべて継続的に顧客の資産であり、本合意の履行においてのみ供給業者と職員が使用する。そのような器具は、本合意の失効または解約時点で、速やかに顧客に返却されなければならない。
- 6.7 供給業者は、供給業者または職員に起因するいかなる器具の損失、損傷に対し（普通の適切な使用から起きた劣化を除く）賠償しなければならない。顧客が、5 営業日以内に書面で別段の通知を受け取った場合を除き、顧客が供給した器具は、供給業者またはかかる職員が受け取った時点で良好な状態であったとみなされる。

7 職員と主な担当者

- 7.1 顧客が、本合意に関連し、いずれかの職員が作業をするのに適していないと妥当に判断した場合、供給業者に書面で下記を通知することができる。
 - 7.1.1 かかる人物が顧客の施設に入ることを拒否する
 - 7.1.2 供給業者に、かかる人物がサービスを提供することに関与するのを止めるよう指示する
 - 7.1.3 供給業者は本項で排除された人物を別の適格な人物に代え、排除された人物に顧客が支給していた入室管理カードを返すよう要請する。供給業者はそのような通知に順守しなければならない。
- 7.2 供給業者は下記を行うものとする。
 - 7.2.1 必ず職員検査手続きに従ってすべての職員を審査する。
 - 7.2.2 要請があった場合は、本合意に関連し、顧客の施設に入場する必要があるすべての人物の氏名と住所（およびその他の関連情報）の一覧を顧客に提出する。
 - 7.2.3 すべての職員に顧客が妥当に指定したいかなる規則、規制、要件に順守させる。
- 7.3 長期にわたる病欠、出産休暇、育児休暇、解雇、その他の酌量すべき事情が理由である場合を除き、主な担当者は、顧客の同意なしでサービスの供給からはずしてはならない。
- 7.4 主な担当者の後任は、顧客の事前の書面での同意に準じる（不合理に保留してはならない）。そのような後任は、前任の主な担当者と同等以上の地位または経験と技能を持っていなければならない、サービスに関連したその人物の責任に適していなければならない。

8 譲渡と下請契約

- 8.1 供給業者は顧客の書面での承認を得ることなく、本合意の利益、負担、または同意のいかなる部分を譲渡、下請契約、交換、またはいかなる形で廃棄してはならない。顧客がそのような承認を付与する場合、そのような譲渡、下請契約、交換、廃棄に関する追加の諸条件を提供することができる。供給業者は下請人の行為と不作為を自分の行為、不作為として責任を負わなければならない。
- 8.2 顧客が下請契約の締結を承認した場合は、供給業者は顧客の要請に応じ、合理的に実行可能な限り速やかに顧客に各下請契約のコピーを送信するものとする。
- 8.3 当該譲渡、交換、廃棄が本合意の下での供給業者の義務の負担を増大しない場合は、顧客は供給業者の承諾なしで本合意の下での権利と義務の譲渡、交換、廃棄をすることができる。

9 知的財産権

- 9.1 本合意の目的で顧客が供給業者に提供したマテリアルの知的財産権はすべて継続的に顧客の資産であるが、顧客は、供給業者が本合意の下での義務を遂行できるようにすることを唯一の目的とし、本合意の解約または失効まで必要に応じてそのようなマテリアルを使用するロイヤリティーフリー、非排他的、譲渡不可のライセンスを供給業者に付与する。
- 9.2 本合意に準じ、供給業者が作成または開発した、またはサービスの提供の結果生じたいかなるマテリアルのすべての知的財産権は、供給業者に帰属する。そのようなマテリアルの知的財産権が法律の運用により顧客に帰属する場合に限り、そのような知的財産権が成立した時点で直ちに将来の権利の譲渡を現在行うことで、顧客は供給業者にそのようなマテリアルのすべてのその知的財産権（完全権原を保証し、第三者のいかなる権利もない）を譲渡するものである。
- 9.3 供給業者は、ここに顧客に下記を付与する。
 - 9.3.1 本合意に従い作成または開発されたマテリアルにおいてのすべての知的財産権とサービスの提供の結果生じた知的財産権を使用する永続的、ロイヤリティーフリー、取消不可能、非排他的なライセンス（サブライセンスを許諾する権利がある）。および
 - 9.3.2 下記を使用する永続的、ロイヤリティーフリー、取消不可能、非排他的なライセンス（サブライセンスを許諾する権利がある）：
 - (a) 本合意の締結日に供給業者に帰属しているまたはライセンス付与されているあらゆる知的財産権。
顧客がその権利を実行し、提供されたサービスを含む同意の利益を受け取るために合理的に必要である、期間中に作成されたけれども、本合意に従い作成または開発されていない、またはサービスの提供の結果生じたものではない知的財産権、およびそのような知的財産権の変更または派生バージョン。
- 9.4 供給業者は、サービスの供給またはサービスの仕様により生じる、またはそれに関連して第三者の知的財産権に対する実際の、または申し立てられた侵害の何らかの主張の結果として、またはそれに関連し顧客が負う、または被る、利息、罰金、妥当な弁護士費用、その他の専門費用を含めありとあらゆる経費、出費、損害、損失（直接、間接を問わない）について、顧客を免責し、顧客に損害を与えない。

10 統治と記録

- 10.1 供給業者は下記を行うものとする。
 - 10.1.1 顧客が指定した頻度と時間に顧客と進捗状況話し合う会合に出席し、その代表者がそのような会合に出席するのに適した人物であることを保証する。
 - 10.1.2 顧客が指定した時期と書式で進捗報告を顧客に提出する。

- 10.2 供給業者は、本合意の終了から6年間、または当事者間で同意した期間中、本合意の下で供給したサービス、顧客が支払ったすべての支払いを含め、本合意の完全かつ正確な記録を行い、保持する。供給業者は、顧客が同意に関連し妥当に要請する場合に、顧客または顧客の代表者がこれらの記録にアクセスできるようにする。

11 機密保持、透明性、公表

- 11.1 第 11.2 項に準じ、各当事者は下記の義務がある。
- 11.1.1 他方当事者の機密情報を機密として扱い、適宜それを保護し、開示する当事者の事前の書面による許可なしに別の人に開示してはならない。
- 11.1.2 本合意の下で予期されている目的以外のいかなる方法で、開示する当事者の機密情報を使用、悪用してはならない。
- 11.2 第 11.1 項にも関わらず、下記の場合は当事者は、他方当事者から受け取った機密情報を開示することができる。
- 11.2.1 適用法により開示が必要な場合、または管轄裁判所により要請された場合。
- 11.2.2 監査役の開示、または規制要件の目的の場合。
- 11.2.3 専門アドバイザーに極秘の取扱で開示する場合。
- 11.2.4 他方当事者が、Bribery Act 2010 の下で犯罪とみなされる活動に関与していると思う合理的な根拠がある場合に、当事者が Serious Fraud Office に開示する場合。
- 11.2.5 受け取る当事者が供給業者の場合、本合意の下での供給業者の義務を実行するために必要な場合に、職員に開示。ただし、供給業者は、本 11.2.5 項に準じ機密情報を開示する相手である職員に本合意の下での供給業者の機密保持の義務に順守させる必要がある。
- 11.2.6 受け取る当事者が顧客の場合：
- (a) 顧客の従業員、代理人、コンサルタント、請負人に極秘の取扱で開示する場合。
- (b) 中央政府機関、中央政府機関の後継機関、顧客がその事業の全部または一部を譲渡または提示する会社に極秘の取扱で開示する場合。
- (c) 顧客（妥当に行動）が公共的機能を果たす上で必要または適切と思われる範囲。または
- (d) 第 12 項に順守。
- 上述において、極秘の取扱で開示とは、秘密保持契約または第 11 項で顧客に課せられた条件に同等またはそれより厳しい条件を含む取決めに順守した開示を意味する。
- 11.3 当事者は、情報公開法の条項に従い、開示が免除されている情報を除き、本合意の内容は機密情報ではないことを認識し、供給業者は、顧客が本合意をその全体において（ただし情報公開法の条項に従い開示対象から除外される一切の情報は編集したうえで）、本合意に随時加えられる合意された変更も含めて、一般社会に公表することに同意する。顧客は、供給業者に編集に関する決定を知らせ、協議する必要があるが、本合意の内容のいかなる部分についても、情報公開法の条項に従い開示対象から除外されるかどうかについては、顧客が絶対的な裁量で判断する責任を負うものとする。
- 11.4 供給業者は、顧客の事前の書面による同意なく、本合意について一切の報道または公表をいかなる方法によっても行わず、職員がそれを行わないことを保証する妥当な措置をとるものとする。

12 情報公開

- 12.1 供給業者は、顧客は情報公開法 (FOI)、2004 年環境情報規則 (Environmental Information Regulations 2004) に順守しなければならないことを認識し、下記を行うものとする。
- 12.1.1 顧客が情報公開法と 2004 年環境情報規則の下での義務を遂行できるよう、顧客から合理的に要求されるすべての必要な支援を提供し、協力する。
- 12.1.2 本合意に関連し、情報提供依頼書を受け取り次第実行可能な限り速やかに、およびいかなる場合も受け取ってから 2 営業日以内にその情報提供依頼書を顧客に転送する。
- 12.1.3 顧客からのそのような情報提供の要請から 5 営業日以内（または顧客が妥当に指定するその他の期間内）に、供給業者が所有または管理している、情報提供依頼書で要請された顧客に属するすべての情報のコピーを顧客が必要とする形式で顧客に提供する。
- 12.1.4 顧客に書面で許可されない限り、いかなる場合にも供給業者は、情報提供依頼書に直接返答してはならない。
- 12.2 供給業者は、顧客が情報公開法と 2004 年環境情報規則の下で供給業者と協議したり、承諾を得ることなく、供給業者またはサービスに関する情報（企業の機密情報を含む）を開示する必要がある場合があることを認識する。このような状況では、情報公開法の下で発行された関連ガイダンスに従い、顧客は妥当な措置を取り、適切な場合は供給業者に事前に通知をする。それができない場合は、そのような開示が行われた後に、供給業者に開示を知らせる。
- 12.3 本合意のその他の条項にかかわらず、顧客がその絶対的な裁量により、情報公開法、と 2004 年環境情報規則に順守し、供給業者またはサービスに関する情報の開示が免除されるかどうかを決定する責任がある。

13 データ保護

- 13.1 当事者は、本契約付録 4.2（共同管理者合意書）に別途定めのない限り、データ保護法令の目的において顧客が管理者であり請負人が処理者であることを認める。処理者が実施を許可される処理は、管理者により本契約付録 4.1（処理、個人情報およびデータ主体）に記載された処理に限られるものとし、処理者の判断で決定してはならない。
- 13.2 処理者は、管理者の指示がデータ保護法令に抵触すると考える場合、直ちに管理者に通知する。
- 13.3 処理者は処理を開始する前に、管理者に対して、データ保護影響評価の実施準備に際しあらゆる妥当な支援を行う。かかる支援には、管理者の独自裁量により以下が含まれる。
- (a) 想定される処理操作および処理目的の系統的な説明
- (b) サービスに関連した処理操作の必要性および比例性の評価

- (c) データ主体の権利および自由に対するリスクの評価
- (d) リスクへの対応として想定されている対策措置。これには個人情報の保護を万全にするための保護措置、セキュリティ対策およびメカニズムを含む。

13.4 処理者は、本合意書に定める処理者の義務に関連して処理される個人情報について、

- (a) 個人情報を本契約付録4.1（処理、個人情報およびデータ主体）に従ってのみ処理する。但し、処理者が法により異なる処理を行うよう義務付けられている場合はその限りではない。その場合処理者は、個人情報を処理する前に速やかに管理者に通知する。但し、事前通知が法により禁じられている場合はその限りではない。
- (b) データ損失イベントに対する保護として適切な保護対策が講じられるよう万全を期す。但し、管理者は、以下を考慮した上でかかる保護対策を正当に拒否することができる（が、拒否しなかった場合、管理者が保護対策の適切性を承認したことを意味するものではない）。
 - (i) 保護対象となるデータの性質
 - (ii) データ損失イベントの結果生じる可能性のある損害
 - (iii) 技術開発の状況
 - (iv) 対策実施の費用
- (c) 以下を徹底する。
 - (i) 処理担当者が、本合意書（特に本契約付録4.1（処理、個人情報およびデータ主体））に従った処理以外に、個人情報の処理を行わないこと
 - (ii) 処理者は、個人情報にアクセスできる処理担当者の信頼性および誠実性を徹底的に確認するため、また処理担当者に以下を徹底させるために、あらゆる妥当な手段を講じる。
 - (A) 本規定に定める処理者の義務を認識し、遵守すること
 - (B) 処理者または副処理者との適切な秘密保持誓約の対象となること
 - (C) 個人情報が秘密情報であることを知らされており、管理者により書面で指示された場合または別途本合意書で許可されている場合を除き、いかなる第三者にも個人情報を公表、開示または漏洩しないこと
 - (D) 個人情報の使用、保全、保護および取扱いに関して十分な訓練を受けていること
- (d) 事前に書面による管理者の同意を取得した上で以下の規定を満たしている場合を除き、個人情報をEU域外に移転しない。
 - (i) 移転に関して（GDPR第46条またはLED第37条に従っているか否かにかかわらず）管理者が適切と判断する保護措置を、管理者または処理者が講じている場合
 - (ii) データ主体が、執行可能な権利および効果的な法的救済策を有している場合
 - (iii) 処理者が、移転される個人情報に対して適切なレベルの保護を行うことにより、データ保護法令に定める義務を遵守している場合（あるいは、かかる義務に拘束されない場合は、管理者が義務を果たす際にできる限りの支援を行う場合）
 - (iv) 処理者が、個人情報の処理に関して管理者から事前に通知された妥当な指示に従っている場合
- (e) 管理者からの書面による指示に従い、合意書の終了時に個人情報（およびその複製）を削除または管理者に返却する。但し、処理者が法により個人情報の保持を義務付けられている場合はその限りではない。

13.5 第13.6条の規定（データ保護）を条件として、処理者は以下の場合直ちに管理者に通知する。

- (a) データ主体要求（またはデータ主体要求とされるもの）を受領した場合
- (b) 個人情報の修正、ブロックまたは消去依頼を受領した場合
- (c) その他データ保護法令に定める当事者いずれかの義務に関連する依頼、苦情または連絡を受領した場合
- (d) 本合意書に従って処理された個人情報に関連して、情報コミッショナーまたはその他の規制当局から連絡を受けた場合
- (e) 第三者から個人情報開示要求を受領し、法によりかかる要求に従うことが義務付けられている、または義務付けられるとされている場合
- (f) データ損失イベントの発生を認識した場合

13.6 第13.5条の規定（データ保護）に定める処理者の通知義務には、詳細が明らかになるに従い管理者に追加情報を段階的に提供することを含む。

- 13.7 処理の性質を考慮して、処理者は管理者に対し、データ保護法令に定める当事者いずれかの義務および第13.5条の規定（データ保護）に定める苦情、連絡または依頼に関して、全面的な支援を（可能な限り管理者が正当に要求する期間内に）行う。これには、以下を即時に提供することを含む。
- (a) 管理者に対し、苦情、連絡または依頼の全内容および写しの提供
 - (b) 管理者がデータ保護法令に定める該当期間内にデータ主体要求に従うことができるよう、管理者が正当に要請する支援の提供
 - (c) 管理者の要請があれば管理者に対し、データ主体に関して処理者が保持する個人情報の提供
 - (d) データ損失イベント発生後に管理者が要請した支援
 - (e) 情報コミッショナー事務局からの要請または管理者と情報コミッショナー事務局との話し合いに関して管理者が要請する支援
- 13.8 処理者は、本規定への準拠を証明する完全で正確な記録および情報を保持する。この義務は処理者の雇用人員数が250人に満たない場合は適用されないが、以下の場合はその限りではない。
- (a) 処理が不定期なものではないと管理者が判断した場合
 - (b) 処理がGDPR第9条(1)に定める特別カテゴリーのデータまたはGDPR第10条に定める有罪判決および犯罪に関する個人情報を含むと管理者が判断した場合
 - (c) 処理がデータ主体の権利および自由に対するリスクを生じさせる可能性が高いと管理者が判断した場合
- 13.9 処理者は、管理者または管理者の指定する監査人によるデータ処理活動の監査を許可する。
- 13.10 各当事者は、データ保護法令により義務付けられている場合、それぞれ独自のデータ保護責任者を任命する。
- 13.11 処理者は、本合意書に関連する個人情報の処理を副処理者に許可する前に、以下を行わなければならない。
- (a) 企図された副処理者および処理について、管理者に書面で通知すること
 - (b) 管理者から書面による同意を取得すること
 - (c) 副処理者との間に、本第13条（データ保護）に定める規定が副処理者にも適用されるよう、書面による合意を締結すること
 - (d) 管理者に対し、副処理者について管理者が正当に要求する情報を提供すること
- 13.12 処理者は、副処理者によるすべての行為または不作為について全面的に責任を負う。
- 13.13 管理者は、いつでも30営業日以上 の事前通知により本規定を改定し、適用される管理者・処理者間標準規定または適用される認証制度の一環として類似の規定に差し替えることができる（かかる規定は、本合意書に添付することにより適用される）。
- 13.14 当事者は、情報コミッショナー事務局が交付するガイダンスを考慮することに同意する。管理者は、情報コミッショナー事務局が交付するガイダンスの遵守を徹底するため、処理者に対する30営業日以上 の事前通知により、本合意を改定することができる。
- 13.15 当事者の中に、GDPR第26条に従い本契約付録4.2（共同管理者合意書）において共同管理者と特定される者が2人以上存在する場合、当事者は共同管理下にある個人情報に関し、第14.1～14.14条に代えて、本契約付録4.1（処理、個人情報およびデータ主体）に示す規定に基づいた共同管理者合意書を締結する。
- ## 14 賠償責任
- 14.1 供給業者は、顧客の過失または意図的な違法行為により、もしくは、顧客による本合意上の義務の違反により発生したいかなる傷害、損失、損害、費用または出費については、責任を負わないものとする。
- 14.2 第14.3項と第14.4項に常時順守する。
- 14.2.1 本合意への違反に起因するかどうかにかかわらず、いかなる原因によるすべての不履行、申し立て、損失、損害、サービスの供給または不作為、虚偽（不正、法定にかかわらず）、不法行為（不作為を含む）、法律上の義務の違反、または別の方法に関する供給業者の総負債額は、いかなる場合も供給業者に対し支払われた、または支払われる予定の料金の125%を超えてはならない。
- 14.2.2 ただし、第9.4項と第18.3項の下で起きた申し立ての場合は例外とする。いかなる場合も、供給業者は、顧客に下記に対し賠償責任を負わない。
- (a) 利益の損失
 - (b) ビジネス上の損失
 - (c) 収益の損失
 - (d) 信用の損失または棄損
 - (e) （予定かどうかにかかわらず）貯蓄の損失
 - (f) 間接的、特別、付随的損失または損害
- 14.3 本合意のいかなる事項も、下記における当事者の責任を制限または除外するものではない。
- 14.3.1 当事者またはその職員の過失により生じた死亡または身体傷害。

- 14.3.2 当事者またはその職員による不正、または虚偽表示。
- 14.3.3 法律により除外または制限されないその他のいかなる事項。
- 14.4 第 9.4 項と第 18.3 項の供給業者の賠償責任は、無制限である。

15 不可抗力

影響を受けた当事者が適切に制御できない状況により、本合意の実行が遅延または不履行になった場合、賠償責任を負うものではない。また本合意の違反とはみなされない。各当事者は、他方当事者に書面でそのような状況がいつ遅延または不履行を生じ、いつそれが終わるかをすみやかに通知しなければならない。そのような状況が2か月以上継続する場合は、いずれかの当事者が他方当事者に書面で通知することで本合意を解約することができる。

16 解約

- 16.1 顧客は、供給業者に随時書面で通知し、当該通知のサービス日から1ヵ月以上先（同意の期間が3か月未満の場合は、10営業日以上先）に有効となる日付で本合意の解約をすることができる。
- 16.2 供給業者が下記を行った場合は、他のいかなる権利または救済を損なうことなく、顧客は供給業者への書面の通知で本合意を即座に解約することができる。
 - 16.2.1 （第 16.2.5 項に影響を与えることなく）本合意の重大な違反であり、救済が可能でない場合。
 - 16.2.2 供給業者の行為は、本合意の諸条件を施行する意図または能力と矛盾しているという意見を合理的に正当化できる方法で本合意の諸条件に繰り返し違反をした場合。
 - 16.2.3 本合意の重大な違反であり、救済が可能であるが、供給業者が違反の説明と救済が必要である通知を受け取ってから 30 日以内にその違反を救済していない場合。
 - 16.2.4 Income and Corporation Taxes Act 1988 の第 416 項の意義の範囲内において統制の変更が生じた場合。
 - 16.2.5 第 7.2、11、12、**Error! Reference source not found.**、17 項のいずれかの条項に違反する。
 - 16.2.6 破産した場合、または供給業者に離散命令が出された、または離散が可決された場合（合併、または再建を目的として自主的に行うのではない）、供給業者の資産または事業の全部またはその一部に関して債権者のために管財人または管理者が指名された場合、いかなる管轄地の負債の結果、供給業者が債権者との和解をした、または（本第 16.2.6 項に詳述された行動に対し）類似の行動を行うまたは被った場合。
 - 16.2.7 環境、社会的、労働法の分野の法的義務を怠った場合。
- 16.3 供給業者は、第 16.2.4 項に言及された統制の変更、またはそのような可能性のある統制の変更を実行可能な限り速やかに顧客に通知しなければならない。
- 16.4 顧客が支払期日から 90 日以内に異議のない金額の支払いを行わなかった場合は、供給業者は顧客に書面で通知し、本合意の解約をすることができる。
- 16.5 本合意の解約または失効は、解約または失効前にいずれかの当事者に発生した権利を損なうものではなく、明示または黙示を問わず、解約後に効力を維持する、本項と第 2 項、第 3.2 項、第 6.1 項、第 6.2 項、第 6.6 項、第 6.7 項、第 7 項、第 9 項、第 10.2 項、第 11 項、第 12 項、第 **Error! Reference source not found.** 項、第 13 項、第 16.6 項、第 17.4 項、第 18.3 項、第 19 項、第 20.7 項、または本合意書の他のいかなる条項の下での当事者の権利の継続に影響するものではない。
- 16.6 本合意の解約または失効時に、供給業者は下記を行うものとする。
 - 16.6.1 顧客とサービスを引き継ぐ供給業者にあらゆる妥当な支援を提供する。
 - 16.6.2 実行可能な限り速やかに顧客に要請された文書、情報、データを返却する。

17 順守

- 17.1 供給業者は、本合意の義務の履行に関連して発生する可能性のある一切の安全衛生上の危険を、顧客に速やかに通知するものとする。顧客は、自らの施設にて存在または発生する可能性があり、供給業者の義務の遂行に影響を与える可能性のある一切の安全衛生上の危険を供給業者に通知するものとする。
- 17.2 供給業者は下記を行うものとする。
 - 17.2.1 顧客の施設にいる間、供給業者は顧客のすべての安全衛生措置に順守する。
 - 17.2.2 顧客の施設で本合意の下での義務の遂行中に、身体傷害、身体傷害につながる可能性のある財産の損失の原因となる事故が発生した際には直ちに顧客に通知する。
- 17.3 供給業者は下記を行うものとする。
 - 17.3.1 すべての該当する平等法と随時供給業者に提供される顧客の機会均等及び多様性方針に順守し、本合意の下での義務を遂行する。
 - 17.3.2 全職員が第 17.3.1 項を順守するようすべての妥当な手順を実施する。
- 17.4 供給業者は随時提供される顧客の環境方針に順守し、サービスを供給する。
- 17.5 供給業者は、下記の条項に順守し、職員に下記の条項を順守させる。
 - 17.5.1 Official Secrets Acts 1911~1989。
 - 17.5.2 Finance Act 1989 の第 182 項。

18 不正と汚職の防止

- 18.1 供給業者は、いかなる者に対して、本合意の獲得または履行に関係する何らかの行為をすること、もしくはしないこと、または既に行ったこと、または行わなかったことに対する、あるいは、本合意に関係するいずれかの者へのひいきまたは冷遇を示すため、もしくはそれを示すのを差し控えるための誘因または報酬として、何らかのものを申し出る、または与える、もしくは与えることに同意してはならない。
- 18.2 供給業者は、良き商慣行に従い、あらゆる妥当な手順を実施して、職員と供給業者（その株主、メンバー、取締役を含む）による本合意に関連する不正を防止し、何らかの理由により不正行為が起きた、または起きている、起きる可能性があると思う場合は、直ちに顧客に通知しなければならない。

- 18.3 供給業者またはその職員が、第 18.1 項で禁止されている行為に関与した、もしくは本合意または国営企業（顧客を含む）とのその他の契約に関連し、不正行為を行った場合は、顧客を下記を行うことができる。
- 18.3.1 本合意を解約し、その解約の結果顧客が被ったいかなる損失の金額を供給業者から回収する。これには、サービスの提供について別の取決めを行うために生じた妥当な費用および本合意の残りの期間に顧客に発生した追加的な出費が含まれる。
- 18.3.2 本項の違反の結果、顧客が被ったその他の損失を供給業者から全額回収する。

19 紛争解決

- 19.1 当事者は、本合意から、またはこれに関連して生じた両者の間のいかなる紛争についても、解決のための交渉を信義誠実に従って試みるものとし、そのような取り組みには、各当事者の適切な上級代表者への紛争の上申が含まれる。
- 19.2 紛争が、第 19.1 項のとおり上申されてから 1 か月以内に当事者間で解決し得ない場合には、当該紛争は両当事者間の合意のもとに選定した中立の顧問または仲裁人（「仲裁人」）に調停に付すことができる。紛争に関連したすべての交渉は、当事者のさらなる訴訟の権利を損なうことなく内密に行われるものとする。
- 19.3 当事者が 1 か月以内に仲裁人を指名しなかった場合、または仲裁人が指名されてから 1 か月以内に紛争を解消する書面での同意に至らなかった場合は、いずれの当事者も適用法の下でのいかなる救済を施行することができる。

20 一般

- 20.1 各当事者は、本合意を締結し、本合意の下での義務を履行するための完全な能力および権限、ならびに、すべての必要な承認、ライセンス、許可を得ており、本合意が当事者の正当に承認された代表者により履行されることを他者に表明し、保証する。
- 20.2 本合意の当事者以外の人は、当事者の事前の書面での合意がない限り、明示または黙示を問わず、その者に利益を授与する条項を強制する権利は一切ない。
- 20.3 両当事者の正式に承認された代表者により書面で署名された場合を除き、本合意を変えることはできない。
- 20.4 本合意は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに先立つ書面または口頭での合意、表明、理解に優先するものとする。当事者は、本合意に明確に盛り込まれていないいかなる表明を基にした同意をも締結していないことを保証する。本項のいかなる事項も不正や虚偽表示に関する賠償責任を排除するものではない。
- 20.5 一方の当事者が本合意のいかなる諸条件の一部、または全部を放棄または緩和するには、他方当事者に権利放棄を明確に書面で伝えた場合にのみ、有効となる。契約の違反から生じるいかなる権利または救済の放棄は、本合意のその他の違反から生じるいかなる権利または救済の放棄とはならない。
- 20.6 本合意は、本合意で明示された契約上の関係以外に、当事者間にパートナーシップ、共同事業、代理関係、信託関係、またはその他の関係を形成するものと解釈されてはならず、暗示するものでもない。いずれの当事者も他方当事者に代わりいかなる確約を行う権限も持たない。
- 20.7 本合意で別段の明確な規定がない限り、本合意の違反に対しいずれかの当事者が利用できるすべての救済措置は累加的で、同時または別個に実施されることができ、いかなる単一の救済措置も、その他いかなる救済措置の実施を除外するものではない。
- 20.8 本合意のいかなる条項が、法律で禁止される、または裁判所により違法または無効、法的強制力がないとされた場合は、必要な範囲で本合意からかかる条項は分離され、本合意の残りの条項を修正することなくできる限り無効となる。本合意のその他のいかなる状況、有効性、強制に影響するものではない。

21 通知

- 21.1 本合意の下で出される一切の通知は、手渡し、速達または書留郵便、第 21.3 項に準拠し、落札決定書に指定された該当事者のアドレス宛、または当事者が随時他方当事者に本項に準拠して通達する住所宛に電子メールで送付することができる。
- 21.2 上記のように送付された通知は、営業日の 5.00pm 前に配達された場合は、その営業日に送達されたものとみなされる。それ以外の場合は、配達日は翌営業日に起きたものとみなされる。エラーメッセージが配信されない限り、電子メールは送信したときに配信されたものとみなされる。
- 21.3 第 15 項（不可抗力）と第 16 項（解約）の下での通知は、電子メールで送達することができるが、その後必ず通知原本を第 21.1 項で定められた方法で手渡しまたは書留郵便でも送付しなければならない。

22 準拠法と管轄

本合意はイングランド法に順守し、これに従って解釈されるものとし、請負人は本合意においてイングランドの裁判所の司法権に決定的に服従するものとする。かかる司法権への服従は、外務省が他のいずれかの管轄裁判所で請負人に対し訴訟を起こす権利を制限するものではなく（またそのように解釈されてはならず）、外務省が他の 1 つ以上の管轄裁判所において訴訟を起こした場合も、それは別の管轄裁判所において、同時であるか否かを問わず訴訟を起こすことを妨げない。

本付表は管理者が記入するものとするが、処理者の意見を考慮することもできる。但し、本付表の内容に関する最終判断は、管理者の完全な独自裁量に委ねられる。

1. 管理者のデータ保護責任者の連絡先：[DN: “連絡先”を挿入]
2. 処理者のデータ保護責任者の連絡先：[DN: “連絡先”を挿入]
3. 処理者は、処理に関する管理者からの書面による追加指示があればそれを遵守する。
4. かかる追加指示があれば、本付表に加える。

| 項目 | 詳細 |
|--|--|
| 管理者および処理者の身元 | <p>当事者は、第 14.1 条の規定に従い、データ保護法令の目的において顧客が管理者であり請負人が処理者であることを認める。</p> <p>ガイダンス：（稀に）顧客と請負人の関係が異なる場合、本項を変更する必要がある可能性がある。例えば、両当事者が一部の個人情報に関して共同管理者である場合には、</p> <p>「第 14.1 条の規定にかかわらず、両当事者は以下に関し、データ保護法令の目的において共同管理者でもあることを認める。</p> <p>[処理の目的および手段が両当事者によって決定される個人情報の範囲を挿入]</p> <p>共同管理下にある個人情報については、第 14.1~14.5 条の規定は適用されず、両当事者は、それに代わって付録 4.2 に概要を示す共同管理者合意書を策定することに同意する。」</p> |
| 処理の主題 | <p>[本項は、処理が何についてのものであるか、つまり契約の主題に関して、高レベルで簡潔な説明である必要がある。</p> <p>例：処理者が一般大衆に対してサービスを提供する契約を効果的に行えるようにするために、処理が必要である。]</p> |
| 処理の期間 | [処理の期間を日付も含めて明確に規定すること] |
| 処理の性質および目的 | <p>[できるだけ具体的に、しかし必ず企図する目的をすべて網羅するように記載すること。</p> <p>処理の性質とは、収集、記録、組織化、構造化、保存、修正または変更、検索、参照、利用、伝送・拡散・その他の提供方法による開示、整合または結合、制限、データの消去または破棄など（自動化された手段によるか否かを問わず）を意味する。</p> <p>目的の例には、雇用処理、法的義務、採用評価などが含まれる]</p> |
| 処理される個人情報の種類 | [この例としては、氏名、住所、生年月日、社会保障番号、電話番号、給与、画像、バイOMETリック・データなどが含まれる] |
| データ主体の 카테고리 | [例としては、スタッフ（ボランティア、エージェント、臨時雇用労働者を含む）、顧客・クライアント、供給業者、患者、学生・生徒、一般大衆、特定ウェブサイトのユーザーなどが含まれる] |
| 処理完了後のデータ返却および破壊の計画 | [データを保持する期間および、どのように返却または破壊するかを説明すること] |
| 但し、EU 法または加盟国の法律によりこの種のデータの保存が義務づけられている場合は除く | |
| 項目 | 詳細 |

共同管理者合意書

ガイダンス：付録4.1「処理、個人情報およびデータ主体」で共同管理者が適用される箇所にもみ挿入のこと。

本付録では、当事者は以下に関する各当事者の責任を概略説明しなければならない。

- GDPR第13・14条に従ったデータ主体への情報提供
- GDPR第15-22条に従ったデータ主体要求への対応
- 必要があれば情報コミッショナー（およびデータ主体）に対するデータ漏洩についての通知
- GDPR第30条に従った処理の記録
- 必須のデータ保護影響評価の実施
- 合意書には、データ主体が連絡する際の連絡先は誰かを示す文を含めなければならない。

この関係の本質を公表する。

第14.2～14.14条の規定に相当する規定を一部含めてもよい。

また、共同管理されるデータについて、データ保護から生じる責任の当事者間における分担に関する追加規定を含めてもよい。

共同管理関係があるが契約において管理者・処理者関係がない場合、第14.2～14.15条の規定ではなく、記入済みの本付録4.2. 共同管理者合意書を使用すること。